

答申個第26号
平成27年3月23日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年7月4日付け西区窓第21号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

区長宛報告書他2件の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第33号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年5月14日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、個人情報の開示を請求した。

開示請求書には、様々な異議申立人の主張等が書かれているが、本件処分に係る請求内容は、おおむね次のとおりである。

ア 区長に対し2名の職員が内容を捏造（作文）して報告した文書。「H23/11/1に誤った戸籍の記載を「消しゴムで消せ」といわれ云々」「H24/11/21（局区回答案→ゴム印）11～12行目に書いてある」（以下「本件文書1」という。）

イ 私は「強要罪になる」と酷い言葉を職員から言われた。H24/10/19市長名の回答5行目には「強要罪になる」発言したと書いてある。その箇所（以下「本件文書2」という。）

ウ 訂正の時期ではなく再製の時期であることが分る京都地方法務局への経過報告（H24/1/30二枚目の上から10行目「H23/8頃より除籍の再製の検討に入りました」の文章（以下「本件文書3」という。）

- (2) 実施機関は、本件各文書を作成していないとの理由により、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年5月30日付けで異議申立人に通知した。

- (3) 異議申立人は、平成26年6月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施

機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書1について

異議申立人が求めている文書は、「平成24年11月21日付けで回答した市長への手紙に対する回答における局区回答案」かつ「2名の職員が異議申立人の「消しゴムで消せ」との発言を捏造した文書」である。

平成24年11月21日付けで回答した市長への手紙に対する回答における局区回答案において、個人情報開示請求書の別紙で異議申立人が指定した箇所（11～12行目）にある、「誤った戸籍の記載を消しゴムで消せと言われ」は、次の全文「**氏から、誤った戸籍の記載を消しゴムで消せと言われ、「強要罪になりますよ。」と発言したのは事実ですが、**氏の手紙（10月26日受付手紙最終ページ）にあるとおり、その場で謝罪し**氏も了承されたようでした。」の一部である。

「平成24年11月21日付けで回答した市長への手紙に対する回答における局区回答案」において、職員が発言をねつ造した事実はなく、請求に係る文書を作成していない。

(2) 本件文書2について

異議申立人が求めている文書は、「平成24年10月19日付けで回答した市長への手紙に対する回答」かつ「職員が「強要罪になる」と発言したことが記載されている文書」である。

平成24年10月18日付け（平成24年11月21日付で回答した市長への手紙に対する回答における局区回答案で10月19日付けとしているが、10月18日付けが正しい。）で回答した市長への手紙に対する回答において、個人情報開示請求書の別紙で異議申立人が指定した箇所（5行目）にある、「強要罪になる」と発言しは、次の全文「お手紙によりますと、「平成23年11月4日に西京区役所の職員が**氏に対して、「強要罪になる」と発言し、罪人扱いした。また、そのように発言することが「市のルール」として反省せず、発言を正当化している」とのことでした」の一部である。

異議申立人が求めている本件文書は、「職員が「強要罪になる」と発言したことが記載されている文書」であるが、上記のとおり、「異議申立人からの手紙の内容を引用するものであり、職員が「強要罪になる」と発言した記載はなく、請求に係る文書を作成していない。

(3) 本件文書3について

異議申立人が求めている文書は、「平成24年1月30日西京区から法務局への提出の経過報告」かつ「訂正の時期ではなく再製の時期であることが分る文書」である。

「平成24年1月30日西京区役所発京都地方法務局への報告文書」において、個人情報開示請求書の別紙で異議申立人が指定した箇所（2枚目の上から10行目）にある、「除籍の再製の検討に入りました。」は、次の全文「8月頃再び来所。転籍後、当区の除籍を確認した**氏から子の父母欄の氏訂正は必要なかったのではないかと苦情を受けました。この父母欄の氏は当初から*の正字で記載されていたため、確かに不必要な訂正であったとお詫びいたしました。書き直しを再三要求されたため、除籍の再製の検討に入りました。」の一部である。

異議申立人の除籍再製手続は、平成24年6月28日に異議申立人からの申出を受け開始され、その時点での除籍再製案を添付して京都地方法務局長に報告を行い、平成24年7月20日付の同局長からの通知を受けて、適法に完了している。

平成23年8月頃に、一旦異議申立人の除籍の再製の検討に入ったが、再製後の戸籍の記載内容について異議申立人の同意が得られず、途中で家庭裁判所への転籍届の無効を申し立てることを検討されるなど、除籍再製の検討中断を経て、その後、引き続き検討を行い、平成24年6月によく除籍再製案への異議申立人の同意が得られたものである。

異議申立人が求めている本件文書は、「訂正の時期ではなく再製の時期であることが分る文書」であるが、「平成24年1月30日西京区役所発京都地方法務局への報告文書」において、再製の時期が分る内容はなく、請求に係る公文書を作成していない。

(4) 以下の文書については、異議申立人からの別の個人情報開示請求に対して既に開示済みである。

ア 平成24年11月21日付けで回答した市長への手紙に対する回答における局区
回答案

イ 平成24年10月19日付けで回答した市長への手紙に対する回答

ウ 平成24年1月30日西京区役所発京都地方法務局への報告文書

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

不存在とした文書すべてであった。現物を見て特定した。ゴマかさないで開示してください。

(1) 本件文書1について

私は「ルール違反」をやれと要望していない。

再製の相談です。西京区の主張する「訂正の申出」ではありません。(申出はねつ造です。申出行為と相談する行為は違います。)平成23年9月29日付文書で文字の訂正ミスに伴う再製の検討と分かります。

再製は戸籍法第11条の行為で法務局がついている。

「強要罪になる」と暴言をはいたくせに、保身のため仕事上で注意したと正当化した。強要罪に成りえないのに、成り得るように「回答」をねつ造(作文)した。

職員が発言を捏造した事実はある。

平成23年11月は「消しゴム」も「消せ」も言っていない。

(2) 本件文書2について

職員が「強要罪になる」と発言した記載はある。回答案を見れば分かる。

組織(区長)が濡れ衣を市民に着せた!

市民がホワイト修正を求め続けると、強要罪になるおそれがあると親切に教えたなら、市民に対しその場(?)で謝る必要は全くない。

実際は、一度は認めて誤った(ふり)。私は「強要罪になる」と罪人扱いをされた。「罪人扱い」するなど職員に注意した。職員は素直に暴言を後日謝ったが、市長名の回答で開き直った。

職員が暴言をはいた。それを反省すべきなのに「ねつ造して市民が不正を要望した」と市民のせいにした。(組織ぐるみで作文(デッチ上げ)した。)

(3) 本件文書3について

市民が実例をあげて再製の相談に行くと西京区作成の文書に書いてある。

訂正の申出と再製の相談は全然別のものである。

平成23年9月29日付文書に、再製の協議に入った、適法に完了「していない」と明記してある。

再製の時期がわかる内容はある。再製(協議、事前準備の、検討)の時期と分かる。

以上のとおり、すべて再発行してください。繰り返し請求を行っているのは、現職の市民窓口課長から、何度請求してもよいと言われたからである。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求について

本件請求において、異議申立人は本件文書1、2及び3について、それぞれ文書の日付を指定しており、その日付は上記4(4)のア、イ及びウの公文書に対応している。実施機関の説明によると、異議申立人は、上記4(4)のア及びイについては平成25年8月23日付けで、同ウについては平成25年11月24日付で既に開示を受けており、当審査会は、このことを個人情報開示請求書及び個人情報開示決定通知書により確認した。

また、異議申立人は、このア、イ及びウの公文書の写しを意見書に添付していることが認められる。

以上の状況から見て、異議申立人は、上記ア、イ及びウのそれぞれの文書に「2名の職員が異議申立人の「消しゴムで消せ」との発言を捏造した」、「職員が「強要罪になる」と発言した」、「再製の時期が分る文書」との「修飾語」を付けて、再度当該文書の開示を請求しているものと認められる。

(2) 異議申立人による個人情報開示請求等について

異議申立人は、平成25年度から実施機関に対して、条例に基づく個人情報開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くに不服申立てを行ってきた。

異議申立人がこれまでに行った請求の件数は、平成25年度が58件、平成26年度が2月末現在で77件に上る。ただし、異議申立人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、実際の請求件数は、この件数をさらに上回っている。

また、異議申立人がこれまで行ってきた異議申立ての件数は、平成27年2月末現在45件である。

当審査会が調査したところ、異議申立人の他の開示決定等に対する異議申立て及び個人情報開示請求から、異議申立人は、本件異議申立てに係る請求以外にも、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられる。

(3) 個人情報の開示を請求する権利について

個人情報開示請求権は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認することを可能とする権利であり、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資するという本条例の目的(第1条)に照らして重要な権利である。したがって、実施機関は、個人情報開示請求権を十分尊重しなければならないことは言うまでもない。

もともと、その権利も無制限なものではなく、「個人の権利利益の保護及び市政の公

正かつ適正な運営に資する」という条例の趣旨，目的に沿って適正に行使されなければならないことは明らかである。

(4) 本件異議申立について

ア 本件請求の意図について

一般に，実施機関が公文書を特定するための方法の一つとして，請求者が「〇〇が分かる文書」というように，文書の内容を説明する語句を付けて請求することは当然あり得ることである。しかし，異議申立人の「修飾語」は，文書の特定に必要な文書の内容を説明するものではなく，請求する公文書を日付等で特定したうえで，異議申立人の当該文書に対する主観的な評価を加えているものである。そうすると，異議申立人の意図は，実施機関に本件文書 1，2 及び 3 の開示決定を行わせることで，当該文書が異議申立人の主観的な評価であるそれぞれの「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認できる。本件請求は，異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ない。

イ 本件処分について

上記アのとおり，本件開示請求は，個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものと言わざるを得ず，公文書 1，2 及び 3 の内容を審議するまでもなく，実施機関は対象公文書を開示する義務はなく，結果として本件処分は妥当なものであると認められる。

(5) 繰返し請求について

ア 同一の公文書を繰返し請求することについて

異議申立人は，同一文書について繰返し個人情報開示請求を行う理由を，実施機関が認めたからであると述べている。確かに，個人情報開示請求を行う権利は，実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認する制度として条例により付与されており，複数回請求することが直ちに認められないというような性質のものではない。また，請求内容から公文書を特定した結果，請求者が意図的に行ったものではないが，同じ公文書が特定されるということもあり得る。しかし，開示の手続において実施機関が負う負担を考慮すれば，多数の公文書について繰返し同一文書を請求することについては，そのための理由が問われざるを得ない。

イ 異議申立人の行っている繰返し請求について

上記(2)のとおり，異議申立人は，本件異議申立てに係る請求以外にも，実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について，何度も繰返し請求を行っている。

これらの請求のうち「修飾語」の付いたものは、上述のように個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものである。

また、これらの請求のうち「修飾語」が付いていないものも、繰り返し請求することに正当な理由が認められず、同様に個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと認めざるを得ない。

したがって、異議申立人によるこれらの繰り返しの個人情報開示請求は、権利の濫用に当たるものであると認められる。

(6) 今後の開示請求に対する対応

今後、異議申立人が個人情報開示請求において、「修飾語」を付した場合はもとより、「修飾語」を付していない場合であっても、既に開示決定を行い異議申立人に開示済みであることにより異議申立人が保有していることが明らかな文書について開示を求めてきた場合、同請求は個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する請求であり、権利の濫用であるとして、実施機関は当該請求を却下し得ることを申し添えておく。

(7) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年	7月	4日	諮問（諮問個第33号）
	8月	4日	実施機関からの理由説明書の提出
	8月	18日	異議申立人からの意見書の提出
	12月	25日	実施機関の職員の理由説明（平成26年度第8回会議）
平成27年	1月	22日	異議申立人の意見陳述（平成26年度第9回会議）
	3月	3日	審議（平成26年度第10回会議）
	3月	23日	審議（平成26年度第11回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）